

一般社団法人岐阜市医師会定款

制定	平成 24 年	4 月 1 日
改定	平成 26 年	3 月 27 日
改定	平成 27 年	3 月 27 日
改定	平成 28 年	3 月 25 日
改定	平成 29 年	3 月 24 日
改定	令和 5 年	3 月 24 日

目 次

- 第 1 章 名称及び事務所（第 1 条～第 2 条）
- 第 2 章 目的及び事業（第 3 条～第 4 条）
- 第 3 章 会員（第 5 条～第 12 条）
- 第 4 章 総会（第 13 条～第 21 条）
- 第 5 章 役員等（第 22 条～第 30 条）
- 第 6 章 理事会（第 31 条～第 33 条）
- 第 7 章 裁定委員会（第 34 条～第 40 条）
- 第 8 章 委員会（第 41 条）
- 第 9 章 団体契約及び建議（第 42 条～第 43 条）
- 第 10 章 会計（第 44 条～第 48 条）
- 第 11 章 定款の変更及び解散（第 49 条～第 50 条）
- 第 12 章 事務局（第 51 条）
- 第 13 章 雜則（第 52 条～第 55 条）
- 附 則

第 1 章 名称及び事務所

（名 称）

第 1 条 この法人は、一般社団法人岐阜市医師会(以下「本会」という。)と称する。

（事務所）

第 2 条 本会は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目 的）

第 3 条 本会は、日本医師会及び岐阜県医師会との連携のもと、医道の昂揚、医学、学術の発展普及と公衆衛生の向上を図り、もって会員相互の品性の陶冶と、社会福祉を増進することを目的とする。

（事 業）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

（1）医道の振作、昂揚及び医権擁護に関する事業

（2）公衆衛生の啓発指導及び医療の普及指導に関する事業

- (3) 医業経営の合理化及び医療資材の改善に関する事業
- (4) 医学、医術の振興、医育の整備及び生涯教育に関する事業
- (5) 医事衛生の調査研究に関する事業
- (6) 会員の相互扶助に関する事業
- (7) 看護学校、准看護学校の運営に関する事業
- (8) 臨床検査センターの運営に関する事業
- (9) 訪問看護ステーションの運営に関する事業
- (10) その他目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員の本務)

第5条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。
(本会の構成員)

第6条 本会は、岐阜市に病院若しくは診療所を有する医師、又はこれに勤務する医師のうち、本会の事業に賛同した者をもって構成する。

2 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 A会員、B会員及びC会員とし、その区分は別に定める。
- (2) 名誉会員 本会に特別の功績のあった会員で、理事会の承認を得た者。

3 前項の会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)の社員とする。

(入会、異動及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員は、退会届出書を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

3 会員で届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様異動報告書により届出をしなければならない。

4 本会を除名された者で再入会しようとする者については、裁定委員会の審議裁定を経て、会長は再入会を承認することができる。

(入会金及び会費等)

第8条 会員は、本会所定の入会金及び会費等を本会へ支払う義務を負う。

(報告、発表及び意見具申)

第9条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表することができるとともに、本会の目的及び事業について意見を具申することができる。

(表 彰)

第10条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより、表彰することができる。

(会員の制裁)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。

- (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したもの
- (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したもの
- (3) その他制裁を科すべき正当な事由があるとき

2 前項の制裁は、次に掲げる権利等（以下「権利等」という。）の一部停止、戒告及び除名とする。この場合において、権利等の一部停止及び戒告は、併せて科すことができる。

- (1) 法人法その他の規程により会員として行使できる権利
- (2) 行政と本会の委託契約に係る実施医療機関となる権利
- (3) 市等へ提出する又は市等から配布される文書等について本会が取次ぎ等を行う便宜の供与
- (4) その他前3号に準じるもの

3 権利等の一部停止は、会長が理事会の決議を経て行う。

4 戒告及び除名は、総会の決議を経て行う。

5 前項の規定により除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、岐阜県医師会並びに日本医師会に通知しなければならない。

6 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁に当たり、会長から付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 第7条第2項のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡したとき
- (4) 前条第4項の除名の決議を受けたとき

第4章 総会

(構 成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の権限)

第14条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 決算に関する事項
- (2) 定款の変更に関する事項
- (3) 入会金、会費及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項
- (4) 役員の報酬等の額に関する事項
- (5) 借入金に関する事項
- (6) 役員の選任又は解任に関する事項
- (7) 会員の戒告及び除名に関する事項
- (8) 事業の全部又は一部譲渡に関する事項
- (9) 解散及び残余財産の処分に関する事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 次の事項は、総会に報告しなければならない。

- (1) 事業計画、収支予算等
- (2) 事業報告及びその他必要な会務報告
- (開催)

第15条 総会は、定期総会として毎年度6月に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会員総数の5分の1以上の会員の同意を得て、会長に対し、総会の目的、理由を明示した書面をもって、臨時総会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、開催日1週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を会員に通知しなければならない。

(総会の議長及び副議長の選出)

第17条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は総会において、出席会員の中から選出する。

(議長及び副議長の職務)

第18条 議長は、議場の秩序を保持し、議案審議の手続き及び議場の整理をする。

- 2 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときその職務を代行する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(総会の定足数及び決議)

第20条 総会は、会員の過半数が出席しなければ、議事を開き決議することができない。

- 2 総会に出席できない会員は、委任状をもって出席に代えることができる。
- 3 出席会員（前項の委任状提出者を含む。）の過半数の同意がないと議決の効力

を認めない。

4 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行わなければならない。

(議事録)

第21条 総会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会長並びに総会で指名された出席会員は前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第22条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 18名以上23名以内(内2名は、官公立病院勤務医師とする。)
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 役員は、別に定めるところにより会員中から総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事の中から理事会の決議によって選任する。

(役員の補欠の選任)

第24条 役員に欠員を生じたときは、速やかに補欠の選任を行うものとする。

2 前項により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事の職務)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、その職務を行う。

(監事の職務)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員の報酬)

第27条 役員の報酬は、役員報酬の他、職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であり、別に定める役員報酬等規程に基づき支払うものとする。

(役員の任期)

第28条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結までとする。

2 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

3 役員については、再任を妨げない。

(役員の責任免除)

第29条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(名誉会長と顧問)

第30条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長の称号は、総会の決議を経て会長が贈り、顧問は、総会の決議を経て会長がこれを委嘱する。

3 名誉会長は終身とし、顧問の任期は会長の任期に同じとする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は理事をもって組織し、会長が招集しその議長となる。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

4 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(権限と任務)

第32条 理事会は、次の事項の決議を行い、これらの職務を行う。

(1) 総会の招集及び総会に提出する議案に関する事項並びに本会の業務執行の

決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 会員の入会に関する事項
- (5) その他重要な会務

2 理事会の運営に関しては別に定める。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

また、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第7章 裁定委員会

(裁定委員会の設置)

第34条 本会に裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、5名以上10名以内の裁定委員をもって構成する。

(裁定委員の選任)

第35条 裁定委員は、会員の中から総会において選任する。

(裁定委員の任期)

第36条 裁定委員の任期は、第28条第1項の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第37条 裁定委員は、本会の役員及び他の医師会の役員並びに裁定に関する委員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第38条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

ただし、審議に当たっては、その会員の所属する班の意見を徴しなければならない。

(1) 第11条第1項に規定する会員の制裁に関する事項

(2) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えるようにななければならない。

3 裁定委員会の裁定に異議ある場合は、岐阜県医師会に提訴することができる。

(紛議に関する調停)

第39条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその調停を行う。

(1) 会員相互間その他の紛議に関する事項

(2) 医師会相互間の紛議に関する事項

(裁定委員会に関する規則)

第40条 裁定委員会について必要な事項は、規則をもって別に定める。

第8章 委員会

(委員会の設置)

第41条 会長は、必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

2 委員会について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 団体契約及び建議

(団体契約)

第42条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上重要な事項について団体契約を締結することができる。

(建議)

第43条 本会は、医療及び保健指導等の改良発達に関する事項について関係官庁に建議することができる。

第10章 会計

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、総会に報告するものとする。

3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 会長は、毎事業年度終了後3箇月以内に、次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告の書類を事務所に5年間備え置くこととし、定款、会員名簿も主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の配分の禁止)

第47条 本会は、剩余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第48条 本会の財産は、会長が管理する。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第12章 事務局

(事務局)

第51条 本会に事務局を置き、職員の任免及び分限は会長が行う。ただし、重要な職員の任免は理事会の承認を要する。

2 事務局の組織、内部管理に必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

第13章 雜則

(地区班)

第52条 本会は、運営の円滑化を期するため、市域を適当な地区班に分けることができる。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が解散等により清算する場合において、残余財産があるときは、その残余財産は総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(公告)

第54条 本会の公告は、電子公告により行う。

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条（事業年後）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の日を事業年度の開始日とする。

(会長等に関する措置)

- 3 この法人の最初の会長は山内英通、副会長は馬渕愬之、広瀬洋、林力とする。
(裁定委員に関する措置)

- 4 この定款施行の際、現に裁定委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、裁定委員に選任されたものとみなす。ただし、その任期はそれぞれ従前の任期によるものとする。

(委員会委員に関する経過措置)

- 5 この定款施行の際、現に委員会委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期はそれぞれの従前の任期によるものとする。

(職員に関する経過措置)

- 6 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもつて、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成29年3月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、令和5年3月24日から施行する。